

平成23年度

奈良県市町村税政の概要

奈良県地域振興部市町村振興課

は じ め に

本書は、平成23年度の「市町村税課税状況等の調」、「固定資産税の価格等の概要調書」及び平成22年度の「市町村の徴収実績調」を中心に、県内市町村税の賦課徴収状況や固定資産税の評価状況等を取りまとめたもので、市町村税に携わる職員の執務上の参考として、また、多くの方々に本県の市町村税の全体像を理解していただくことを目的に、昭和41年度に創刊以来、毎年刊行を続けております。

平成24年度市町村税制の改正として、個人住民税においては、給与収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除について、245万円の上限が設けられることとなりました。また、退職所得課税について、勤続年数が5年以内の法人役員等の退職所得について2分の1課税が廃止されます。固定資産税においては、住宅用地に係る据置特例について、経過的な措置を講じた上で平成26年度廃止されることとなりました。

国において地方税の充実と住民自治の確立に向けた地方税制度改革が進められる中で、地域決定型地方税制度特例措置（通称：わがまち特例）の導入や税負担軽減措置の見直しが行われ、地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で、今後さらなる改革が進められていくことが予測されます。

市町村の行財政をとりまく環境がさらに厳しくなる中で、住民の税に対する関心はますます高まり、受益と負担の明確化を視野に入れた税務行政を推進するためには、税に対する住民の理解と信頼を得ることが何よりも重要となってきています。このため、税に携わる者は常に税制の動向に注意を払い、その内容を理解し、種々の状況に的確に対応するとともに、適正かつ公平な賦課徴収に努めなければならないものと考えております。

本書が従前以上に、各分野で参考に供されるとともに、今後の税務行政運営の一助として広く活用していただければ幸いです。

平成24年3月

奈良県地域振興部市町村振興課長

高野 一 樹

目 次

第Ⅰ編 市町村税の概要

- 一 市町村税制の動向
- 二 市町村税の現況
 - 1 税目別構成
 - 2 市町村民税
 - 3 固定資産税
 - 4 その他の諸税等
- 三 税率の採用状況
- 四 市町村税の決算等の状況

第Ⅱ編 総 括 資 料

- 第1表 平成23年度市町村税の税率調
- 第2表 平成23年度市町村民税納税義務者数
- 第3表 平成23年度個人の市町村民税の納税義務者数
- 第4表 平成23年度分所得割納税義務者数等（課税標準額の段階別）
 - 付表1 給与所得者の団体別納税義務者数等
 - 付表2 営業等所得者の団体別納税義務者数等
 - 付表3 農業所得者の団体別納税義務者数等
 - 付表4 その他の所得者の団体別納税義務者数等
 - 付表5 分離譲渡所得等を有する者の団体別納税義務者数等
 - 付表6 合 計（付表1～付表5）
 - 付表7 所得種類区分による算出税額の内訳
- 第5表 平成23年度分に係る所得控除等の人員等（その1～その4）
- 第6表 平成23年度分個人県民税所得割額等
- 第7表 平成23年度分市町村民税の特別徴収義務者数（その1：給与特徴に係る分、その2：年金特徴に係る分）
- 第8表 平成23年度分青色申告者及び事業専従者に関する調
- 第9表 平成23年度扶養控除人員別納税義務者数
- 第10表 平成23年度分市町村税の徴収に要する経費（その1～その6）
- 第11表 平成23年度固定資産税納税義務者数（法定免税点以上）
- 第12表 平成23年度固定資産税課税標準額及び構成比（法定免税点以上）
- 第13表 平成23年度土地の総括表（その1：地積、決定価格、その2：課税標準額、筆数）
- 第14表 平成23年度市町村別土地の地積（その1～その7）
- 第15表 平成23年度住宅用地・非住宅用地別地積（その1、その2）
- 第16表 平成23年度市町村別市街化区域農地の地積（合計・田・畑）

第17表	平成23年度市町村別土地決定価格・筆数等
付表1	田（一般田・宅地介在田等）（その1、その2）
付表2	畑（一般畑・宅地介在畑等）（その1、その2）
付表3	宅地
付表4	山林（一般山林・宅地介在山林等）（その1、その2）
第18表	平成23年度市街化区域農地に関する調
第19表	平成24年度土地に係る提示平均価額（その1田～その4山林）
第20表	所有者区分による家屋に関する調
第21表	木造家屋に関する調
第22表	非木造家屋に関する調
第23表	平成23年度 家屋の変動に関する調（木造家屋）
第24表	平成23年度 家屋の変動に関する調（非木造家屋）
第25表	家屋に係る概要調書の対前年度比較（木造家屋）
第26表	家屋に係る概要調書の対前年度比較（非木造家屋）
第27表	平成23年度 家屋の課税標準額及び新築住宅の軽減税額等
第28表	課税標準額等に関する調（法定免税点以上）
第29表	新築住宅の軽減税額等に関する調（その1～その6）
第30表	償却資産の価格等に関する調
第31表	償却資産の所有者別の価格等に関する調
第32表	償却資産の決定者別の価格等に関する調
第33表	課税標準額等に関する調（法定免税点以上）
第34表	償却資産の段階別納税義務者数に関する調
第35表	償却資産の段階別課税標準額に関する調
第36表	国有資産等所在市町村交付金に関する調
第37表	平成23年度軽自動車税に関する調
付表	平成23年度軽自動車の種類別課税台数（平成23年4月1日現在）
第38表	特別土地保有税に関する調
第39表	都市計画税に関する調
第40表	都市計画税にかかる地積及び床面積等に関する調
第41表	都市計画税にかかる決定価格及び課税標準額に関する調
第42表	平成22年度国民健康保険の加入者及び負担の状況
第43表	平成22年度国民健康保険税（料）の実績等に関する調（課税の実績等）
第44表	平成22年度国民健康保険税（料）の実績等に関する調（減額対象となった世帯数等）
第45表	平成22年度地方道路譲与税、地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税

第Ⅲ編 付 属 資 料

- (1) 平成22年度市町村税（科目別）決算額調
- (2) 平成23年度普通交付税基準財政収入額

第 I 編

市町村税の概要

市 町 村 税 の 概 要

一 市町村税制の動向

【現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税等の一部を改正する法律】

I 総括的事項

平成23年度の税政改正においては、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図る観点から、次の点をはじめとする地方税制の改正を行うこととした。

(1) 寄附金税額控除の対象について、特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県又は市区町村が条例で定めるものを追加することとし、寄附金税額控除の適用下限額を2,000円に引き下げることとする。

(注)平成24年度分の個人住民税から適用

(2) 地方税における罰則については、個人住民税等の脱税犯に係る懲役刑の上限の引上げ等の所要の見直しを行うこととした。

II 地方税法の改正に関する事項

第1 道府県民税の改正に関する事項

1 道府県民税

(1) 平成24年度から、個人の道府県民税に係る寄附金税制について、以下の措置を講ずることとした。

ア 寄附金税額控除の適用対象に、特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県が条例で定めるもの（特別の利益が寄付者に及ぶと認められるものを除く。以下、「控除対象寄附金」という。）を追加すること。この場合、都道府県が条例で

定める寄附金については道府県民税から、税額控除すること。

イ 寄附金税額控除の適用下限額を2,000円（改正前5,000円）に引き下げること。

ウ 控除対象寄附金に係る寄附金税額控除の適用を受けようとする場合においては、当該寄附金の額その他必要な事項を記載した申告書を、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならないこととする。

エ アの条例の定めは、控除対象寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下、「控除対象特定非営利活動法人」という。）からの申出があった場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならないこととする。

オ 控除対象特定非営利活動法人は、寄付者名簿を備え、これを保存しなければならないこととする。

カ 都道府県知事は、控除対象寄附金に係る寄附金税額控除の控除額の計算のために必要があると認めるときは、控除対象特定非営利活動法人に対し、控除対象寄附金の受入れに関し報告又は寄付者名簿その他の資料の提出をさせることができることとする。

キ 特定寄附信託の委託者が、当該特定寄附信託契約に基づき寄附金税額控除の対象となる公益法人等に対して寄附した金額のうち、非課税となった利子所得に相当するものとして計算した金額に係る部分は、寄附金税額控除は適用しないこととする。なお、非課税となった利子所得に相当する金額は、非課税となった利子等の金額に、特定寄附信託の信託財産から支出した寄附金税額控除の対象となる公益法人等に対して寄附した金額の合計額の当該信託財産から支出した対象特定寄付金の額の合計額に対する割合を乗じて得た金額とすること。

- (2) 肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例について、免税対象飼育牛の売却頭数が年間1,500頭を超える場合にはその超える部分の所得について免税対象から除外する見直しを行ったうえ、その適用期限を平成27年度まで延長することとした。
- (3) 特定寄附信託について、計画的な寄附が適正に実施されていないと認められる事実が生じ、非課税の適用がなかったものとされた利子について、当該特定寄附信託の受託者がその利子を支払ったものとみなして利子割に関する規定を適用することとした。
- (4) 保険会社の相互会社から株式会社への組織変更により割り当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を特定口座に受け入れた場合において、当該割当株式と同一銘柄の上場株式等を保有していたことにより、特定口座に受け入れた割当株式の取得価額が異なることとなった場合において、その異なることにより道府県民税の所得割の負担を減少させる結果となるときは、当該特定口座に係る特定株式等譲渡所得について、総所得金額の計算上除外しないこととする。
- (5) 特例民法法人から一般社団法人又は一般財団法人に移行した退職金共済事業を行う法人のうち平成20年12月1日前に税務署長の承認を受けたものについて、利子割を非課税とすることとした。
- (6) 法人税割の課税標準である法人税額について、国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受ける前

の額とする措置を講ずることとした。

- (7) 法人税割の課税標準である法人税額について、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り、中小企業者等の雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置を講ずることとした。
- (8) 更正又は決定に基づく法人道府県民税の中間納付額及び利子割額控除等不足額の還付に係る還付加算金の計算期間について、確定申告書の提出期限の翌日から更正の日の翌日以後1月を経過する日（当該更正が更正の請求に基づくものである場合には、その更正の請求の日の翌日以後3月を経過する日と当該更正の日の翌日以後1月を経過する日とのいずれか早い日）までの日数は、当該計算期間に算入しないこととした。

2 事業税

- (1) 中間納付制度に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、法人（連結法人のうち所得割を申告納付すべきものを除く。）が事業年度開始の日から6月の期間を一事業年度とみなして仮決算に基づき当該期間の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を計算した場合には、当該付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を課税標準として算定した事業税額が予定申告に係る事業税額を超えないときに限り、当該付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を課税標準として算定した事業税額を申告納付することができることとした。
- (2) 少額短期保険業に係る法人事業税について、収入金額の2分の1に相当する金額を収入金額から控除する課税標準の特例措置を廃止することとし、少額短期保険業の課税標準である収入金額は、各事業年度の正味収入保険料に生命保険等に係るものは100分の16、損害保険に係るものは100分の26を乗じて、得た金額とする措置を講ずることとした。
- (3) 電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他の電気供給業を行う法人から電気事業法に規定する託送供給を受けて特定規模需要に応ずる電気の供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、当該供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置について、その適用期限を平成26年3月31日まで延長することとした。
- (4) 更正又は決定に基づく事業税の中間納付額の還付に係る還付加算金の計算期間について、確定申告書の提出期限の翌日から更正の日の翌日以後1月を経過する日（当該更正が更正の請求に基づくものである場合には、その更正の請求の日の翌日以後3月を経過する日と当該更正の日の翌日以後1月を経過する日とのいずれか早い日）までの日数は、当該計算期間に算入しないこととした。

3 不動産取得税

- (1) 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から平成25年3月31日までの間に取得された一定の要件を満たす新

築のサービス付き高齢者向け住宅について、新築住宅に係る課税標準の特例措置を適用することとした。

- (2) 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から平成25年3月31日までの間に取得した土地の上に、一定の要件を満たすサービス付き高齢者向け住宅が新築された場合について、新築住宅の用に供する土地に係る税額の減額措置を適用することとした。
- (3) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、価格から控除する額を特定都市再生緊急整備地域の区域内において取得する不動産は当該不動産の価格の2分の1、その他の都市再生緊急整備地域の区域内において取得する不動産は当該不動産の価格の5分の1に相当する額とした上、その適用期限を平成25年3月31日まで延長することとした。
- (4) 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。
 - ア 預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあっせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成25年3月31日まで延長すること。
 - イ 保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻保険会社等の資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成25年3月31日まで延長すること。
 - ウ 日本環境安全事業株式会社が取得する一定の事業の用に供する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成26年3月31日まで延長すること。
 - エ 農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成25年3月31日まで延長すること。
 - オ 公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成25年3月31日まで延長すること。
 - カ 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置の適用期限を平成25年3月31日まで延長すること。
- (5) 次のとおり課税標準の特例措置等を改めることとした。
 - ア 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を平成25年3月31日とすること。
 - イ 土地改良法の規定に基づき土地を取得することが適当と認める者が取得する換地に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を平成25年3月31日とすること。
 - ウ 一定の特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、価格から控除する額を当該不動産の価格の5分の3に相当する額とした上、その適用期限を平成25年3月31日まで延長すること。

エ 信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、価格から控除する額を当該不動産の価格の5分の3に相当する額とした上、その適用期限を平成25年3月31日まで延長すること。

オ 一定の投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、価格から控除する額を当該不動産の価格の5分の3に相当する額とした上、その適用期限を平成25年3月31日まで延長すること。

カ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定事業再構築計画等に従って譲渡される不動産に係る税額の減額措置について、対象となる計画類型を認定中小企業承継事業再生計画に限定した上、その適用期限を平成24年3月31日まで延長すること。

(6) 次に掲げる課税標準の特例措置を廃止することとした。

ア 事業協同組合が独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する資金の貸付けを受けて取得する一定の施設に係る課税標準の特例措置

イ 事業者等が独立行政法人住宅金融支援機構等から一定の資金の貸付けを受けて取得する不動産に係る課税標準の特例措置

ウ 市街地再開発組合が第一種市街地再開発事業の施行に伴い取得した施設建築物に係る不動産を一定の期間内に従前の権利者に譲渡した場合の当該不動産に係る納税義務の免除措置

エ 再開発会社が第一種市街地再開発事業の施行に伴い取得した施設建築物に係る不動産を一定の期間内に従前の権利者に譲渡した場合の当該不動産に係る納税義務者の免除措置

オ 再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い取得した施設建築物（対償の給付のために取得する施設建築の部分を除く。）に係る不動産を一定の期間内に従前の権利者に譲渡した場合の当該不動産に係る納税義務の免除措置

カ 住宅街区整備組合が住宅街区整備事業の施行に伴い取得した施設住宅に係る不動産を一定の期間内に従前の権利者に譲渡した場合の当該不動産に係る納税義務者の免除措置

キ 防災街区整備事業組合等が住宅街区整備事業の施行に伴い取得した不動産を一定の期間内に従前の権利者に譲渡した場合の当該不動産に係る納税義務の免除措置

ク 事業協同組合等が独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する資金の貸付けを受けて取得した一定の不動産を一定の期間内にその組合員等に譲渡した場合の納税義務の免除措置

ケ 農地保有合理化法人等が土地改良法の規定に基づき取得した換地を一定の期間内に譲渡した場合の納税義務の免除措置

コ 外国人留学生の寄宿舎の設置及び運営を主たる目的とする公益社団法人又は公益財団法人が取得する外国人留学生の寄宿舎の用に供する不動産に係る納税義務の免除措置

サ 農業生産法人が組合員、社員又は株主となる資格を有する者から現物出資により取得する農業の用に供する土地に係る納税義務の免除措置

- シ 独立行政法人都市再生機構が取得する旧地域振興整備公団法及び旧都市基盤整備公団法に規定する業務の用に供する不動産に係る非課税措置
 - ス 駐車場法に基づく駐車場整備計画に従って取得する一定の自動二輪車専用駐車場の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置
 - セ 河川法に規定する河川立体区域に係る河川管理施設の整備に係る事業の用に供するために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置
 - ソ 民間都市開発の推進に関する特別措置法に規定する認定計画に記載された土地の交換により隣接土地の所有者が取得する事業区域外の認定事業者が所有する土地（首都圏整備法に規定する既成市街地等の区域内にあるものを除く。）に係る課税標準の特例措置
 - タ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく公共交通特定事業により鉄道事業者等が取得する一定の家屋に係る課税標準の特例措置
 - チ 農業経営基盤強化促進法に規定する農地所有者代理事業により取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置
 - ツ 一般放送事業者が高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に規定する認定計画に従って実施する事業により取得する高度テレビジョン放送施設の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置
 - テ 都市再生特別措置法に規定する認定整備事業者が認定整備事業計画に基づき取得する認定整備事業の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置
 - ト 都市再生特別措置法に規定する認定整備事業計画に係る整備事業区域内の不動産の所有者が当該不動産を認定整備事業者又は独立行政法人都市再生機構に譲渡し、従前の不動産に代わるものとして取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置
 - ナ 農業経営基盤強化促進法に規定する特定農業法人が協議又は調停により取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置
 - ニ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する認定事業者が認定建替計画に基づき取得する土地に係る課税標準の特例措置
 - ヌ 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の規定に基づき入会権者等が取得する一定の土地に係る税額の減額措置
 - ネ 生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予を受けている者が、適用対象農地等のすべてを農業経営基盤強化促進法に規定する認定農業者に認定された農業生産法人に使用賃貸する等の場合で贈与税の納税猶予の継続を認められるときに不動産取得税の徴収猶予を継続する特例措置
- (7) その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 自動車取得税

国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて一般乗合用旅客運送事業を経営する者が取得する一定の一般乗合用バスに係る自動車取

得税の非課税措置について、都道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスの取得を非課税とする措置に改めることとした。

第2 市町村税の改正に関する事項

1 市町村民税

(1) 平成24年度から、個人の市町村民税に係る寄附金税制について、以下の措置を講ずることとした。

ア 寄附金税額控除の適用対象に、特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として市区町村が条例で定めるもの（特別の利益が寄付者に及ぶと認められるものを除く。以下、「控除対象寄附金」という。）を追加すること。この場合、市区町村が条例で定める寄附金については市町村民税から税額控除すること。

イ 寄附金税額控除の適用下限額を2,000円（改正前5,000円）に引き下げること。

ウ 控除対象寄附金に係る寄附金税額控除の適用を受けようとする場合においては、当該寄附金の額その他必要な事項を記載した申告書を、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならないこととする。

エ アの条例の定めは、控除対象寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下「控除対象特定非営利活動法人」という。）からの申出があった場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例において当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならないこととする。

オ 控除対象特定非営利活動法人は、寄付者名簿を備え、これを保存しなければならないこととする。

カ 市町村長は、控除対象寄附金に係る寄附金税額控除の控除額の計算のために必要があると認めるときは、控除対象特定非営利活動法人に対し、控除対象寄附金の受入れに関し報告又は寄付者名簿その他の資料の提出をさせることができることとする。

キ 特定寄附信託の委託者が、当該特定寄附信託契約に基づき寄附金税額控除の対象となる公益法人等に対して寄附した金額のうち、非課税となった利子所得に相当するものとして計算した金額に係る部分は、寄附金税額控除は適用しないこととする。なお、非課税となった利子所得に相当する金額は、非課税となった利子等の金額に、特定寄附信託の信託財産から支出した寄附金税額控除の対象となる公益法人等に対して寄附した金額の合計額の当該信託財産から支出した対象特定寄附金の額の合計額に対する割合を乗じて得た金額とすること。

(2) 肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例について、免税対象飼育牛の売却頭数が年間1,500頭を超える場合にはその超える部分の所得について免税対象から除外する見直しを行ったうえ、その適用期限を平成27年度まで延長することとした。

(3) 保険会社の相互会社から株式会社への組織変更により割り当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を特定口座に受け入れた場合において、当該割当株式と同一銘柄の上場株式等を保有していたことにより、特定口座に受け入れた割当株式の取得価額と異なることとなった場合において、

その異なることにより市町村民税の所得割の負担を減少させる結果となるときは、当該特定口座に係る特定株式譲渡所得について、総所得金額の計算上除外しないこととする事とした。

- (4) 法人税割の課税標準である法人税額について、国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受ける前の額とする措置を講ずることとした。
- (5) 法人税割の課税標準である法人税額について、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り、中小企業者等の雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置を講ずることとした。
- (6) 更正又は決定に基づく法人市町村民税の中間納付額の還付に係る還付加算金の計算期間について、確定申告書の提出期限の翌日から更正の日の翌日以後1月を経過する日（当該更正が更正の請求に基づくものである場合には、その更正の請求の日の翌日以後3月を経過する日と当該更正の日の翌日以後1月を経過する日とのいずれか早い日）までの日数は、当該計算期間に算入しないこととした。

2 固定資産税及び都市計画税

- (1) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律における一定の基準適合表示の付された特定特殊自動車で平成23年4月1日から平成24年9月30日までの間（一定のものについては平成23年4月1日から平成25年9月30日までの間）に取得されたものについて、固定資産税の課税標準を取得後3年度間はその価格の5分の3とする特例措置を講ずることとした。
- (2) 港湾法に規定する港湾運営会社が国際戦略港湾及び一定の国際拠点港湾において、国の補助又は国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律附則第1条第2号に規定する規定の施行の日から平成25年3月31日までの間に取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を取得後10年度間は、国際戦略港湾において取得されたものにあつてはその価格の2分の1とし、一定の国際拠点港湾において取得されたものにあつてはその価格の3分の2とする特例措置を講ずることとした。
- (3) 主として離島路線に就航する一定の航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、特に地域的な航空運送の用に供する一定の小型の航空機に係る固定資産税の課税標準をその価格の4分の1（改正前固定資産税が課されることとなった年度から3年度間はその価格の4分の1、その後の3年度間はその価格の2分の1）とすることとした。
- (4) 離島航路事業者が新造し、かつ、専ら離島航路事業の用に供する一定の船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象船舶に係る適用要件を撤廃し、課税標準をその価格の3分の1（改正前新造後5年度間はその価格の3分の1、その後の5年度間はその価格の3分の2）とした上、その新造期限を撤廃することとした。

- (5) 鉄道事業者等が政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について課税標準を新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度間はその価格の3分の1（改正前2分の1）とした上、その対象資産の取得期限を平成25年3月31日まで延長することとした。
- (6) 次のとおり課税標準の非課税措置等の適用権限を延長することとした。
- ア 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の都市計画区域において都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により整備したトンネルに係る固定資産税の非課税措置について、その対象資産の整備期限を平成25年3月31日まで延長すること。
- イ 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得した一定の家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成25年3月31日まで延長すること。
- ウ 鉄道施設等の貸付けを行う法人が政府の補助を受けて行う既設の鉄道の駅等の改良工事で周辺の都市機能の増進に資するものとして取得した一定の家屋及び構築物に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成25年3月31日まで延長すること。
- エ 鉄道事業者等が都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により取得した一定の都市鉄道施設及び駅附帯施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成25年3月31日まで延長すること。
- オ 公益社団法人又は公益財団法人が所有する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成24年度分まで延長すること。
- カ 政府の補助を受けて取得された一定の太陽光を電気に変換する設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成24年3月31日まで延長すること。
- キ 防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が取得する一定の施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成25年3月31日まで延長すること。
- ク 新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者が当該家屋に代わるものとして、一定の被災地域内で取得し、又は改築した家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、その対象資産の取得又は改築の期限を平成25年3月31日まで延長すること。
- (7) 次のとおり課税標準の特例措置等を改めることとした。
- ア 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象から家屋及び償却資産を除外すること。
- イ 倉庫業者又は港湾運送業者が新設又は増設した流通機能の高度化に寄与する一定の倉庫等又は上屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標

準の特例措置について、対象から上屋を除外した上、その対象資産の新設又は増設の期限を平成25年3月31日まで延長すること。

ウ 一般放送事業者が高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に規定する認定計画に従って実施する事業により新設した一定の高度テレビジョン放送施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（以下「平成23年改正法」という。）の施行の日の翌日から平成26年3月31日までの間に新設した設備のうち一定の小規模な無線設備に係る課税標準をその価格の2分の1とし、一定の小規模な無線設備以外の無線設備にあつてはその価格の4分の3（当該設備のうち一定の地域を対象とするもので、平成23年改正法の施行の日の翌日から平成24年3月31日までの間に新設されたものにあつては、その価格の2分の1）とし、一定の放送番組を制作するための設備にあつてはその価格の4分の3（当該設備のうち平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に新設されたものにあつてはその価格の5分の4）とした上、その対象資産の新設期限を平成26年3月31日まで延長すること。

エ 電気自動車に充電するための設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象から充電設備を除外した上、その対象資産の取得期限を平成25年3月31日まで延長すること。

オ 鉄軌道事業者が取得した新造車両で高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる一定の構造を有するものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度間はその価格の3分の1（改正前4分の1）とした上、その対象資産の取得期限を平成25年3月31日まで延長すること。

カ 鉄軌道事業者が取得して、事業の用に供する一定の新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度間はその価格の3分の2（改正前2分の1）とし、このうち一定の小規模な鉄道事業者等が取得して、事業の用に供する場合においてはその価格の5分の3とした上、その対象資産の取得期限を平成25年3月31日まで延長すること。

キ 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準を新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなった年度から5年度間はその価格の5分の3（改正前2分の1）とし、このうち特定都市再生緊急整備地域で施行された認定事業により取得したものにあってはその価格の2分の1とした上、その対象資産の取得期限を平成25年3月31日まで延長すること。

ク 港湾法に規定する認定運営者が指定特定重要港湾において国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて取得した港湾施設の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象者を港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の際現に同法による改正前の港湾法に規定する認定運営者であるものとし、対象港湾を同号に掲げる規定の施行の際に指定港湾であるものとした上、その対象資産の取得期限を平成26年3月31日まで延長すること。

ケ 電気通信業を営む者が総合行政ネットワークの安全性及び信頼性を確保するために取得した一定の電気通信設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象を資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人であるものが、電気通信基盤充実臨時措置法に基づき新設した一定の設備とした上、その新設期限を平成25年3月31日まで延長すること。

コ 市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者に与えられた一定の新築された施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、一定の住宅である家屋のうち人の居住の用に供する部分以外の部分及び住宅以外の家屋に係る税額からの減額を第1種市街地再開発事業の施行に伴い与えられた場合は一定の合算額の4分の1に相当する額（改正前3分の1に相当する額）とした上、その対象となる施設建築物の新築期限を平成25年3月31日まで延長すること。

サ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である一定の貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、対象をサービス付き高齢者向け住宅である一定の貸家住宅とした上、その対象資産の新築期限を平成25年3月31日まで延長すること。

(8) 次に掲げる課税標準の特例措置等を廃止することとした。

ア 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が所有し、かつ、一定の業務の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置

イ 独立行政法人水資源機構が所有する水道又は工業用水道の用に供する施設のうちダム以外のものの用に供する一定の土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置

ウ 独立行政法人情報通信研究機構が所有し、かつ、一定の業務の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置

エ 社会保険診療報酬支払基金が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置

オ 自動車安全運転センターが所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置

カ 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置

キ 駐車場法に基づく駐車場整備計画に従って設置された一定の路外駐車場の用に供する家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置

ク 都市緑地法に規定する認定計画に従って新設された一定の緑化施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置

ケ 鉄道事業者等が政府の補助を受けて取得した鉄道駅の耐震性の向上に資する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置

コ 電気通信事業者等が電気通信基盤充実臨時措置法に基づき新設した電気信号の伝送を高速かつ広帯域で行うための一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置

サ 有線テレビジョン放送事業者が電気通信基盤充実臨時措置法に基づき新設した電気信号の効率的な伝送を行うための一定の設備に係る固定資

産税の課税標準の特例措置

- シ 卸売市場法に基づく許可を受けた者等が直接その本来の業務の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置
 - ス 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく公共交通特定事業により鉄道事業者等が取得した一定の停車場建物等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置
 - セ 鉄道事業者等が設置した集積回路を自蔵するカードの利用の用に供する一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置
 - ソ 電気通信事業者が電気通信基盤充実臨時措置法に基づき新設した電気信号の効率的な伝送を行うための一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置
 - タ 事業主がその従業者に労務の提供を電気通信設備を用いて行わせるために一定の事務所等又は従業者の自宅に設置する一定の電気通信設備等に係る固定資産税の特例措置
 - チ 新潟県中越地震災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者が当該家屋に代わるものとして、一定の被災地域内で取得し、又は改築した家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置
 - ツ 能登半島地震災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者が当該家屋に代わるものとして、一定の被災地域内で取得し、又は改築した家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置
 - テ 能登半島地震災害により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者が当該償却資産に代わるものとして、一定の被災地域内で取得し、又は改良した償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置
 - ト 新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者が当該償却資産に代わるものとして、一定の被災地域内で取得し、又は改良した償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置
- (9) その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 事業所税

- (1) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を、法人が行う事業の場合には平成25年3月31日までに終了する事業年度分まで、個人が行う事業の場合には平成25年分まで延長することとした。
- (2) 関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に対する資産割の課税標準の特例措置を廃止することとした。
- (3) その他所要の措置を講ずることとした。

4 国民健康保険税

(1) 平成25年度から、国民健康保険税の所得割額の算定方式について、基礎控除後の総所得金額等を算定の基礎とする方式に一本化することとした。

第3 その他

罰則について、次のとおり措置を講ずることとした。

- 1 税務職員の守秘義務違反に対する罰則について所要の措置を講ずること。
- 2 秩序犯に係る法定刑の引き上げを行うこと。
- 3 脱税犯に対する罰則について、次の措置を講ずること。
 - (一) 脱税犯に係る法定刑の引上げ等を行うこと。
 - (二) 故意の申告書不提出による脱税犯に対する処罰規定を設けること。
- 4 地方消費税の不正還付の未遂を罰することとする。

Ⅲ 地方税法等の一部を改正する法律の改正に関する事項

- 1 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する3%軽減税率（道府県民税1.2%、市町村民税1.8%）の特例を2年延長することとした。
- 2 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に個人に対して支払う上場株式等の配当等に係る配当割の3%軽減税率の特例を2年延長することとした。
- 3 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の源泉徴収選択口座における株式等譲渡所得割の3%軽減税率の特例を2年延長することとした。
- 4 非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例について、施工日を2年延長し、平成27年1月1日とすることとした。

Ⅳ 航空機燃料譲与税法に関する事項

航空機燃料譲与税の譲与額について、平成23年度から平成25年度までの間、航空機燃料税の収入額の9分の2（改正前13分の2）に相当する額とする特例措置を講ずることとした。

V 地方法人特別税等に関する暫定措置法に関する事項

罰則について、次のとおり措置を講ずることとした。

- 1 秩序犯に係る法定刑の引上げ等を行うこと。
- 2 脱税犯に対する罰則について、次の措置を講ずること。
 - (一) 脱税犯に係る法定刑の引上げ等を行うこと。
 - (二) 故意の申告書不提出による脱税犯に対する処罰規定を設けること。
- 3 税務職員の守秘義務違反に対する罰則について所要の措置を講ずること。

VI 国有資産等所在市町村交付金法施行令に関する事項

自衛隊飛行場又は米軍飛行場のうち空港の機能を果たすものにおいて国が整備し、専ら一般公衆の利用に供する施設の用に供する固定資産に係る市町村交付金について、対象となる飛行場に岩国飛行場を追加することとした。

VII 特記事項

- 1 地方税の減免措置については、地方税法の規定に基づき、条例の定めるところによって行うことができるが、各地方団体にあつては、当該措置が特別な事由がある場合に限った税負担の軽減であることを踏まえ、適正かつ公平な運用に十分配慮すること。

公益性を理由として減免を行う場合には、公益性の有無等条例で定める要件に該当するかを厳正に判断すること。特に、朝鮮総連関連施設に対する固定資産税の減免措置については、最近の裁判事例において、地方団体の判断に基づく減免措置が取り消された例があったことも踏まえ、減免対象資産の使用実態等について具体的かつ厳正に把握した上で、更に適正化に努めること。
- 2 22年度改正による年少扶養控除等の見直しに伴い、対象者は限定的であると見込まれるものの、狩猟者の登録を受ける者の一部について、適用される税率が変動することがあり得るため、このような税負担の変動については、当該登録を受ける者の生活の状況、狩猟の目的等を総合的に勘案した上で、必要があると判断される場合には、法第700条の62（狩猟税の減免）の規定により、適切に対応すること。

【経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律】

I 総括的事項

第1 道府県民税の改正に関する事項

1 道府県民税

- (1) 欠損金の繰越控除制度等に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。
- (2) 道府県民税利子割額を道府県民税法人税割額から控除することについて、当該法人税割額に係る申告書又は更正請求書に控除額等を記載した書類の添付がある場合に限り適用することとした。
- (3) 外国の法人税等の額を道府県民税法人税割額から控除することについて、当該法人税割額に係る申告書又は更正請求書に外国の法人税等の額の控除に関する事項を記載した書類の添付がある場合に限り適用することとした。
- (4) 平成25年から、退職所得の分離課税に係る所得割について、その所得割の額からその10分の1に相当する金額を控除する措置を廃止することとした。

2 事業税

- (1) 欠損金の繰越控除制度等に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。

3 道府県たばこ税

- (1) 道府県たばこ税の税率を、平成25年4月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこから、1,000本につき644円引き下げることとした。
- (2) 旧三級品の紙巻たばこに係る道府県たばこ税の税率を、平成25年4月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこから、1,000本につき305円引き下げることとした。

第2 市町村税の改正に関する事項

1 市町村民税

- (1) 欠損金の繰越控除制度等に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。
- (2) 外国の法人税等の額を市町村民税法人税割額から控除することについて、当該法人税割額に係る申告書又は更正請求書に外国の法人税等の額の控除に関する事項を記載した書類の添付がある場合に限り適用することとした。
- (3) 平成25年から、退職所得の分離課税に係る所得割について、その所得割の額からその10分の1に相当する金額を控除する措置を廃止することとした。

2 市町村たばこ税

- (1) 市町村たばこ税の税率を、平成25年4月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこから、1,000本につき644円引き上げることとした。
- (2) 旧三級品の紙巻たばこに係る市町村たばこ税の税率を、平成25年4月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこから、1,000本につき305円引き上げることとした。

第3 その他

1 更正の請求並びに更正及び決定の期間制限について、次の措置を講ずることとした。

- (1) 納税者がする更正の請求について、請求をすることができる期間を5年（改正前1年）に延長すること。
- (2) (1)の改正に併せ、地方団体がする更正及び決定の期間制限を5年（改正前3年）に延長すること。

2 総務大臣が地方税に関する法律に基づき行う不利益処分又は申請により求められた許認可等を拒否する処分について、行政手続法の規定に基づき理由を示すこととした。

3 内容虚偽の更正請求書の提出に対する処罰規定を設けることとした。

4 徴税吏員等は地方税に関する調査等について必要があるときは、納税義務者等に質問し、帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを

含む。)の提示又は提出を求めるとともに、当該物件を留め置くことができることとした。また、徴税吏員等が、帳簿書類その他の物件を留め置く場合は、当該物件の名称又は種類及びその数量その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付するとともに、当該物件につき留め置く必要がなくなったときは、遅滞なく、これを返還しなければならないこととした。

5 総務省の職員で総務大臣が指定するものが行う法人の事業税、個人の事業税、軽油引取税又は固定資産税に関する調査に係る質問検査等について、次の措置を講ずることとした。

- (1) 総務省の職員に実地の調査において質問検査等を行わせる場合には、原則として、あらかじめ調査の相手方等に対して実地の調査の開始の日時及び場所等の事項を通知すること。
- (2) 調査の終了時においては、当該調査が終了した旨等を、原則として、書面により通知し、又は説明すること。

II 特記事項

所得税法等改正法により、以下のとおり、国税における税務調査の事前通知及び終了の際の手続き並びに処分の理由附記に係る規定が整備されたことを、併せてお知らせします。

(1) 税務調査手続きの見直し

ア 税務調査の事前通知

税務署長等は、税務職員に実地の調査において質問検査等を行わせる場合には、あらかじめ、納税義務者に対し、その旨及び調査を開始する日時等を通知することとされた。ただし、税務署長等が違反又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれその他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、これらの通知を要しないこととされた。

イ 税務調査の終了の際の手続

調査終了の際の手続きについて、次のとおり整備を行うこととされた。

- ① 税務署長等は、実地の調査を行った結果、更正決定等をすべきと認められない場合には、当該調査において質問検査等の相手方となった納税義務者に対し、その時点において更正決定等をすべきと認められない旨を書面により通知するものとされた。
- ② 調査の結果、更正決定等をすべきと認める場合には、税務職員は、納税義務者に対し、調査結果の内容を説明するものとされた。
- ③ 上記②の説明をする場合において、当該職員は、当該納税義務者に対し修正申告等を勧奨することができることとされた。この場合において、

当該調査結果に関し納税申告書を提出した場合には不服申立てをすることはできないが更正の請求をすることはできる旨を説明するとともに、その旨を記載した書面を交付しなければならないこととされた。

ウ その他所要の措置を講ずることとされた。

(注) 上記の改正は、平成25年1月1日以後に納税義務者等に対して行う質問検査等（同日前から引き続き行われている調査等に係るものを除く。）について適用する。

(2) 処分の理由附記

国税に関する法律に基づく申請により求められた許認可等を拒否する処分又は不利益処分について、課税庁は行政手続法の規定に基づき理由を示すこととされた。

(注) 上記の改正は、平成25年1月1日以後にする処分について適用する。ただし、平成25年において記帳及び帳簿等保存義務がない者（平成20年から平成24年までの各年分において記帳及び帳簿等保存義務があった者を除く。）にする処分については適用しない。

二 市町村税の現況

1 税目別構成

市町村税は、その収入の用途を特定せず、一般経費に充てるために課される普通税と特定の費用に充てるために課される目的税から構成されている。

普通税には、法定普通税と法定外普通税があり、法定普通税は、市町村民税と固定資産税を二本柱に、軽自動車税、市町村たばこ税等から成り立っている。

一方、目的税についても法定目的税と法定外目的税があり、本県の市町村では、法定目的税のうち入湯税(奈良市、大和郡山市、橿原市、平群町、三郷町、吉野町、天川村、十津川村、上北山村)、事業所税(奈良市のみ)及び都市計画税(奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、田原本町、王寺町。うち平群町は平成3年度から課税凍結中。)が課税されている。

また、奈良市、天理市、香芝市の3市を除く36市町村が国民健康保険税を課税している。(平成23年3月31日現在)

平成22年度の各税目の現年度調定の内訳は、右の第1表に示すとおりであり、市町村税総額は、前年度に比べて2.9%下回った。主な減少要因として、長引く景気低迷の影響による市町村民税の減少が挙げられる。

2 市町村民税

ここでは、平成23年度市町村税課税状況等調(平成23年7月1日現在)をもとに、市町村民税の現況を見ることとする。

所得割の納税義務者数は、549,187人で対前年度比0.2%の減、所得割額は、対前年度比1.6%減の66,801,083千円となっている。

第1表 平成22年度 市町村税の税目別調定表

単位：千円・%

税目別	現年課税分調定額		対前年比 ①/②
	平成22年度①	平成21年度②	
一 普通税	161,321,504	166,437,546	96.9
1 法定普通税	161,321,504	166,437,546	96.9
(1) 市町村民税	82,301,416	86,908,058	94.7
(2) 固定資産税	70,297,330	70,416,136	99.8
(3) 軽自動車税	2,043,207	2,007,630	101.8
(4) 市町村たばこ税	6,679,551	6,555,199	101.9
(5) 特別土地保有税	0	550,523	-
2 法定外普通税	0	0	-
二 目的税	9,819,173	9,758,354	100.6
1 法定目的税	9,819,173	9,758,354	100.6
(1) 入湯税	45,976	40,810	112.7
(2) 事業所税	895,086	859,812	104.1
(3) 都市計画税	8,878,111	8,857,732	100.2
2 法定外目的税	0	0	-
三 旧法による税	0	0	-
合計	171,140,677	176,195,900	97.1
国民健康保険税	22,379,275	22,774,179	98.3
国民健康保険料	12,588,281	13,137,848	95.8

第2表 所得区分別所得割額等

区分	年度	給与所得者	営業等所得者	農業所得者	その他の 所得者	分離譲渡所得 等を有する者	合計
	平23 ② (人)	419,970	20,072	745	103,533	4,867	549,187
所得割額	平22 ③ (千円)	55,774,922	2,840,648	42,125	7,475,381	1,730,567	67,863,643
	平23 ④ (千円)	54,541,372	2,823,336	71,590	7,370,131	1,994,654	66,801,083
1人当たりの 所得割額	平22 ⑤ (円)	131,725	138,758	62,873	73,746	393,937	123,316
	平23 ⑥ (円)	129,870	140,660	96,094	71,186	409,832	121,636
伸び率	②/① (%)	99.2	98.0	111.2	102.1	110.8	99.8
	④/③ (%)	97.8	99.4	169.9	98.6	115.3	98.4
	⑥/⑤ (%)	98.6	101.4	152.8	96.5	104.0	98.6

第3表 国民所得等の伸び

区 分	所得税(年)	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22
	住民税(年度)	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23
国民所得	1人当たり国民所得(千円)	2,840	2,791	2,804	2,849	2,865	2,924	2,934	2,754	2,660	—
	指数 平13=100	100	98	99	100	101	103	103	97	94	—
県民所得	1人当たり県民所得(千円)	2,751	2,737	2,688	2,656	2,707	2,719	2,681	2,526	2,408	—
	指数 平13=100	100	99	98	97	98	99	97	92	88	—
総所得金額	1人当たり総所得金額(千円)	1,463	1,395	1,340	1,389	1,438	1,446	1,458	1,424	1,333	1,325
	指数 平14=100	100	95	92	95	98	99	100	97	91	91

(注) 1. 国民所得及び県民所得は、所得税の年に対応し、総所得金額は、住民税の年に対応する。
 2. 1人当たりの総所得金額は、課税状況等調及び1月1日現在の住民基本台帳人口を基礎に算出している。
 3. 国民所得及び県民所得は、奈良県統計課の資料に基づく。
 その数値は、推計方法や推計に用いる基礎資料の改訂により、遡って一部改定しているもので、昨年までに記載した数値と異なることがある。

第3表は、国民所得・県民所得と市町村税課税状況等の調による総所得金額等を比較したものである。

第4表 所得区分別納税義務者の伸び等

単位：人

区 分	年 度	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	指 数 平成14年度=100									
												14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
給 与 所 得 者		438,791	428,353	417,373	426,789	428,327	431,850	434,598	435,848	423,419	419,970	100	98	95	97	98	98	99	99	96	96
営 業 等 所 得 者		29,658	27,769	26,314	26,759	26,743	25,646	24,378	22,582	20,472	20,072	100	94	89	90	90	86	82	76	69	68
農 業 所 得 者		907	859	873	1,111	855	842	879	653	670	745	100	95	96	122	94	93	97	72	74	82
そ の 他 の 所 得 者		50,815	52,405	51,841	64,772	93,402	95,348	96,661	98,511	101,367	103,533	100	103	102	127	184	188	190	194	199	204
分 離 譲 渡 所 得 等 を 有 す る 者		2,929	2,729	14,721	7,074	10,175	8,845	7,744	4,118	4,393	4,867	100	93	503	242	347	302	264	141	150	166
合 計		523,100	512,115	511,122	526,505	559,502	562,531	564,260	561,712	550,321	549,187	100	98	98	101	107	108	108	107	105	105
県 人 口		1,449,168	1,446,536	1,443,227	1,438,935	1,433,532	1,415,644	1,410,754	1,404,448	1,400,154	1,399,505	100	100	100	99	99	98	97	97	97	97

第4表は、所得区分別に納税義務者数の動向を過去10年にわたり概観したものである。

納税義務者数の合計数は、人口の減少傾向と景気低迷の影響を受けて、対前年度比0.2%の減少。平成22年度数値との比較では、「農業所得者」、「その他の所得者」、「分離譲渡所得等を有する者」で増加する一方、「給与所得者」、「営業等所得者」で減少している。

第5表 所得区分別所得割額の伸び等

単位：千円

区 分	年 度	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	指 数 平成14年度=100									
												14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
給 与 所 得 者 (定率減税含まず)		57,229,633	52,943,934	48,135,445	51,166,840	53,098,744	62,734,331	62,001,619	61,476,536	55,774,922	54,541,372	100	93	84	89	93	110	108	107	97	95
		63,147,464	58,499,457	53,324,173	56,638,046	55,792,514	—	—	—	—	—	100	93	84	90	88	—	—	—	—	—
営 業 等 所 得 者 (定率減税含まず)		4,141,592	3,923,047	3,557,234	3,762,702	3,887,110	3,594,076	3,449,026	3,300,350	2,840,648	2,823,336	100	95	86	91	94	87	83	80	69	68
		4,400,811	4,161,379	3,780,916	4,000,006	4,003,506	—	—	—	—	—	100	95	86	91	91	—	—	—	—	—
農 業 所 得 者 (定率減税含まず)		43,041	42,259	40,688	79,842	35,622	53,796	70,587	39,556	42,125	71,590	100	98	95	186	83	125	164	92	98	166
		49,276	48,301	46,671	90,305	38,078	—	—	—	—	—	100	98	95	183	77	—	—	—	—	—
そ の 他 の 所 得 者 (定率減税含まず)		3,639,326	3,628,801	3,467,612	3,787,978	5,445,924	7,456,170	7,601,823	7,577,795	7,475,381	7,370,131	100	100	95	104	150	205	209	208	205	203
		3,975,229	3,968,144	3,794,261	4,182,313	5,751,986	—	—	—	—	—	100	100	95	105	145	—	—	—	—	—
分 離 譲 渡 所 得 等 を 有 す る 者 (定率減税含まず)		2,223,288	1,865,193	4,415,910	3,305,946	4,666,456	3,957,628	3,562,673	2,061,637	1,730,567	1,994,654	100	84	199	149	210	178	160	93	78	90
		2,288,876	1,925,301	4,654,966	3,444,788	4,767,389	—	—	—	—	—	100	84	203	151	208	—	—	—	—	—
合 計 (定率減税含まず)		67,276,880	62,403,234	59,616,889	62,103,308	67,133,856	77,796,001	76,685,728	74,455,874	67,863,643	66,801,083	100	93	89	92	100	116	114	111	101	99
		73,861,656	68,602,582	65,600,987	68,355,458	70,353,473	—	—	—	—	—	100	93	89	93	95	—	—	—	—	—

第5表は、所得区分別に所得割額の動向を過去10年にわたり概観したものである。
所得割額は、平成23年度は、景気低迷による所得額の減少等により、約11億円(前年度比1.6%)の減少となっている。
また、「農業所得者」に係る所得割額の変動が激しいが、これは、年度毎に変動する作柄等の影響を受けた結果であると考えられる。

第6表 所得区分別所得割額の構成割合の推移

単位：%

区 分	年 度	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
給 与 所 得 者 (定率減税含まず)		84.8	85.1	80.7	82.4	79.1	80.6	80.9	82.6	82.2	81.6
		(85.3)	(85.5)	(81.3)	(82.9)	(79.3)	(0.0)	—	—	—	—
営 業 等 所 得 者 (定率減税含まず)		6.2	6.2	6.0	6.1	5.8	4.6	4.5	4.4	4.2	4.2
		(6.0)	(6.0)	(5.8)	(5.9)	(5.7)	(0.0)	—	—	—	—
農 業 所 得 者 (定率減税含まず)		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
		(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.0)	—	—	—	—
そ の 他 の 所 得 者 (定率減税含まず)		5.2	5.4	5.8	6.1	8.1	9.5	9.9	10.2	11.0	11.0
		(5.2)	(5.4)	(5.8)	(6.1)	(8.2)	(0.0)	—	—	—	—
分 離 譲 渡 所 得 等 を 有 す る 者 (定率減税含まず)		3.8	3.3	7.4	5.3	7.0	5.1	4.6	2.8	2.6	3.0
		(3.5)	(3.1)	(7.1)	(5.0)	(6.8)	(0.0)	—	—	—	—

※各所得区分毎の数値の合計値が、端数処理のため100.0とならない場合がある。

第6表は、所得区分別の所得割額の構成割合の推移を、過去10年にわたり概観したものである。
「給与所得者」が8割、「その他の所得者」が1割を占めており、他の所得区分の者は、それぞれ全体の数%にとどまっている。特に「営業等所得者」の減少傾向が続いているのが特徴的といえる。

第7表 所得区分別納税義務者一人当たりの税額の伸び

単位：円

区 分	年 度	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	指 数 平成14年度=100									
												14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
給 与 所 得 者 (定率減税含まず)		130,426	123,599	115,330	119,888	123,968	145,269	142,664	141,050	131,725	129,870	100	95	88	92	95	111	109	108	101	100
		143,912	136,568	127,761	132,707	130,257	—	—	—	—	—	100	95	89	92	91	—	—	—	—	—
営 業 等 所 得 者 (定率減税含まず)		139,645	141,274	135,184	140,614	145,351	140,142	141,481	146,150	138,758	140,660	100	101	97	101	104	100	101	105	99	101
		148,385	149,857	143,685	149,483	149,703	—	—	—	—	—	100	101	97	101	101	—	—	—	—	—
農 業 所 得 者 (定率減税含まず)		47,454	49,196	46,607	71,865	41,663	63,891	80,304	60,576	62,873	96,094	100	104	98	151	88	135	169	128	132	202
		54,329	56,229	53,460	81,283	44,536	—	—	—	—	—	100	103	98	150	82	—	—	—	—	—
そ の 他 の 所 得 者 (定率減税含まず)		71,619	69,245	66,889	58,482	58,306	78,200	78,644	76,923	73,746	71,186	100	97	93	82	81	109	110	107	103	99
		78,229	75,721	73,190	64,570	61,583	—	—	—	—	—	100	97	94	83	79	—	—	—	—	—
分 離 譲 渡 所 得 等 を 有 す る 者 (定率減税含まず)		759,060	683,471	299,974	467,338	458,620	447,442	460,056	500,640	393,937	409,832	100	90	40	62	60	59	61	66	52	54
		781,453	705,497	316,213	486,965	468,539	—	—	—	—	—	100	90	40	62	60	—	—	—	—	—
合 計 (定率減税含まず)		128,612	121,854	116,639	117,954	119,989	138,296	135,905	132,552	123,316	121,636	100	95	91	92	93	108	106	103	96	95
		144,556	133,959	128,347	129,829	125,743	—	—	—	—	—	100	93	89	90	87	—	—	—	—	—

第7表は、所得区分別の納税義務者一人あたりの所得割額の伸びを、過去10年にわたり概観したものである。
平成23年度は、全体として一人当たりの税額が減少している。これは、景気の低迷による所得額の減少の影響が大きいと考えられる。

第8表 所得区分別所得割額の構成割合

区分 市町村名	給与所得者	営業等所得者	農業所得者	その他の所得者	譲渡所得者	合計
大和高田市	85.4	4.2	0.0	8.3	2.1	100.0
大和郡山市	82.5	3.5	0.1	12.7	1.3	100.0
天理市	84.1	3.2	0.2	10.0	2.5	100.0
橿原市	83.1	4.1	0.0	10.7	2.1	100.0
桜井市	82.6	4.7	0.0	10.7	1.9	100.0
五條市	81.4	5.9	3.2	7.8	1.7	100.0
御所市	82.3	4.7	0.0	10.2	2.7	100.0
生駒市	81.7	4.3	0.0	11.5	2.4	100.0
香芝市	83.0	4.7	0.0	9.2	3.1	100.0
葛城市	84.4	3.7	0.1	10.1	1.7	100.0
宇陀市	83.4	3.9	0.1	11.6	1.0	100.0
山添村	87.7	3.7	0.6	6.9	1.0	100.0
平群町	78.3	2.8	1.0	15.4	2.5	100.0
三郷町	82.0	2.8	0.0	12.8	2.3	100.0
斑鳩町	83.5	3.5	0.0	11.3	1.8	100.0
安堵町	86.8	2.2	0.0	9.2	1.7	100.0
川西町	79.6	4.7	0.0	12.8	3.0	100.0
三宅町	83.2	3.1	0.0	11.6	2.0	100.0
田原本町	82.8	4.1	0.2	10.9	2.0	100.0
曽爾村	82.8	5.6	1.8	9.8	0.0	100.0
御杖村	82.1	5.6	1.0	10.8	0.5	100.0
高取町	84.9	4.8	0.0	9.4	0.8	100.0
明日香村	82.6	5.3	0.3	10.1	1.7	100.0
上牧町	83.1	3.4	0.0	12.4	1.1	100.0
王寺町	83.5	2.9	0.0	11.6	2.0	100.0
広陵町	85.5	5.2	0.0	6.8	2.6	100.0
河合町	77.1	4.3	0.0	15.0	3.7	100.0
吉野町	76.7	7.8	0.0	13.0	2.5	100.0
大淀町	84.8	4.7	0.1	8.9	1.6	100.0
下市町	81.3	7.0	0.5	9.5	1.7	100.0
黒滝村	80.7	11.1	0.0	8.0	0.2	100.0
天川村	73.1	14.3	0.0	10.0	2.6	100.0
野迫川村	89.1	4.2	0.0	5.7	1.0	100.0
十津川村	81.1	8.8	0.0	8.1	2.0	100.0
下北山村	80.0	8.3	0.0	10.0	1.8	100.0
上北山村	86.8	3.2	0.0	10.0	0.0	100.0
川上村	74.0	6.3	0.0	18.8	0.9	100.0
東吉野村	70.1	8.9	0.0	20.4	0.6	100.0
市計	81.5	4.3	0.1	11.0	3.2	100.0
町村計	82.4	4.1	0.1	11.2	2.1	100.0
合計	81.6	4.2	0.1	11.0	3.0	100.0

※表示単位未満四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

第9表 住民100人当たりの納税義務者数

(その1)

区分 市町村名	住民100人当たり 納税義務者数(人)		住民1人当たり 所得割額(円)		所得割納税義務者 1人当たり所得割額(円)	
	均等割	所得割	総額	譲渡除	総額	譲渡除
大和高田市	42	37	37,866	37,079	102,864	100,725
大和郡山市	45	41	43,657	43,102	106,883	105,525
天理市	40	36	36,656	35,754	102,716	100,188
橿原市	42	39	43,894	42,974	113,698	111,315
桜井市	41	36	37,537	36,813	104,586	102,570
五條市	40	35	32,740	32,190	94,253	92,672
御所市	38	33	33,047	32,164	101,175	98,472
生駒市	46	43	64,293	62,743	150,240	146,618
香芝市	42	39	50,391	48,818	130,821	126,738
葛城市	42	37	39,247	38,580	105,075	103,290
宇陀市	42	37	35,623	35,263	96,664	95,685
山添村	45	38	30,941	30,633	81,651	80,837
平群町	47	43	49,707	48,470	115,598	112,720
三郷町	43	39	43,329	42,316	110,946	108,352
斑鳩町	46	42	46,181	45,370	110,733	108,787
安堵町	43	39	37,457	36,805	96,726	95,042
川西町	43	38	39,611	38,420	104,160	101,027
三宅町	42	38	39,190	38,391	103,803	101,687
田原本町	42	38	41,496	40,659	110,038	107,819
曽爾村	39	33	26,157	26,157	79,972	79,972
御杖村	50	26	18,928	18,837	72,338	71,991
高取町	41	35	35,422	35,132	100,009	99,191
明日香村	44	38	39,664	38,989	104,395	102,618
上牧町	42	38	41,543	41,080	108,452	107,242
王寺町	47	43	55,831	54,688	130,074	127,411
広陵町	43	39	53,981	52,592	138,739	135,169
河合町	46	42	55,769	53,731	133,028	128,167
吉野町	43	36	30,214	29,459	84,804	82,683
大淀町	41	36	34,292	33,751	95,367	93,863
下市町	39	34	31,844	31,316	94,453	92,885
黒滝村	41	34	27,183	27,135	80,968	80,826
天川村	41	33	26,568	25,877	80,532	78,439
野迫川村	42	37	31,356	31,036	84,097	83,241
十津川村	36	31	27,724	27,164	89,407	87,603
下北山村	43	38	32,577	32,003	84,849	83,355
上北山村	43	39	41,080	41,080	104,861	104,861
川上村	39	33	27,107	26,867	82,940	82,205
東吉野村	37	30	24,438	24,299	80,964	80,504
市計	43	39	48,820	47,263	124,032	120,076
町村計	43	39	43,623	42,695	112,460	110,068
合計	43	39	47,732	46,307	121,636	118,004

(その2)

区分 市町村名	住民1人当り 税額指数 県平均=100
生駒市	135
奈良市	118
王寺町	118
河合町	116
広陵町	114
香芝市	105
平群町	105
市計	102
県計	100
斑鳩町	98
大和郡山市	93
橿原市	93
町村計	92
三郷町	91
上牧町	89
上北山村	89
田原本町	88
明日香村	84
葛城市	83
川西町	83
三宅町	83
大和高田市	80
桜井市	79
安堵町	79
天理市	77
宇陀市	76
高取町	76
大淀町	73
五條市	70
御所市	69
下北山村	69
下市町	68
野迫川村	67
山添村	66
吉野町	64
黒滝村	59
十津川村	59
川上村	58
曽爾村	56
天川村	56
東吉野村	52
御杖村	41

第8表は、所得割額について、所得区分別の構成割合を市町村別に概観したものである。「給与所得者」に係る所得割額が、どの市町村においても圧倒的に高い割合を占めている。「営業等所得者」については、村部において比較的高い割合を示している。

第9表(その1)は、推計人口(平成23年1月1日現在)を基に、市町村税課税状況等の調による納税義務者数等を市町村別に概観したものである。

住民1人当たりの所得割額(所得割額/人口)は、景気低迷による所得額の減少の影響等で、昨年度より若干減少している。

第9表(その2)は、住民1人当たり所得割額(譲渡除)の県平均額46,307円を100として、各市町村の住民1人当たり所得割額(譲渡除)を指数化し、高い順に並べている。

指数が100以上の団体は、7団体(昨年度も7団体)のみであり、比較的高額の所得を有する者が一部の市町に片寄っていることがうかがえる。

第10表 課税最低限の推移 夫婦子2人の給与所得者の場合

単位:千円・%

区 分	所得税(年) 住民税(年度)	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
所得税	課税最低限①	3,277	3,277	3,539	3,539	3,539	3,616	3,821	3,842	3,842	3,842	3,842	3,250	3,250	3,250	3,250	3,250	3,250	3,250
	指数(平成17年=100)	100.8	100.8	108.9	108.9	108.9	111.3	117.6	118.2	118.2	118.2	118.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
住民税所得割	課税最低限②	2,849	3,007	3,031	3,031	3,031	3,063	3,095	3,250	3,250	3,250	3,250	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	-
	指数(平成17年=100)	105.5	111.4	112.3	112.3	112.3	113.4	114.6	120.4	120.4	120.4	120.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-
消費者物価指数	対前年比	101.1	100.2	99.9	100.3	101.8	101.2	99.7	98.6	100.1	99.0	99.1	99.5	98.8	99.7	100.2	101.4	98.3	98.9
	消費者物価指数	103.4	103.6	103.5	103.8	105.7	107.0	106.7	105.2	105.3	104.2	103.3	102.8	101.6	101.3	101.5	102.9	101.1	100.0
所得税に対する住民税の割合②/①		86.9	91.8	85.6	85.6	85.6	84.7	81.0	84.6	84.6	84.6	84.6	83.1	83.1	83.1	83.1	83.1	83.1	-

(注) 1. 課税最低限は、妻子に所得がなく、子のうち1人は16～22歳で、給与の収入額に応じ一定の社会保険料が控除(給与収入の7%とする。

ただし、平成12年分の所得税以降及び平成13年度分の住民税以降は10%とする。)されるものとして計算している。

2. 消費者物価指数は、所得税に対応する年のものであり、平成22年を基準とする指数(平成22年=100、5年ごと改正)を用いている。

第10表は、夫婦子2人の標準世帯における所得税と住民税の課税最低限の推移である。

平成16年(住民税では平成17年度)以降、課税最低限の引き下げは行われていない。消費者物価指数もこの間、ほぼ横ばいに推移していたが、昨今の景気低迷の影響等により若干対前年比が低い状態となっている。

3. 固定資産税

(1) 課税客体たる土地、家屋の面積及び筆数等

(ア) 課税客体たる土地の総地積及び家屋の床面積は、第11表のとおりである。

これによると土地の総地積は、1,376,897,507㎡であって、地目別内訳は、田 191,427,555㎡、畑 80,697,610㎡、宅地 149,026,886㎡、山林 877,428,662㎡、その他 78,316,794㎡となっており、その割合は大きいものから山林 63.7%、田 13.9%、宅地 10.8%、畑 5.9%、その他 5.7%となっている。

前年度対比では、土地全体では0.1%減少であり、田が0.4%減少、畑が0.1%減少、宅地が0.6%増加、山林が0.2%減少、その他が0.1%増加となっている。

一方、家屋の総床面積は 85,154,599㎡であって、このうち木造家屋は 49,185,349㎡、非木造家屋は 35,969,250㎡となっており、おのおの全体に占める割合は、木造家屋 57.8%、非木造家屋 42.2%となっている。

前年度対比では、家屋全体では 0.5%の伸びであり、木造家屋が 0.5%、非木造家屋が 0.6%増加している。

第11表 課税客体たる土地及び家屋の面積

(単位：㎡・%)

区 分	平成22年度		平成23年度		対 比 B/A	
	面 積 A	比 率	面 積 B	比 率		
土 地	田	192,153,096	13.9	191,427,555	13.9	99.6
	畑	80,757,590	5.9	80,697,610	5.9	99.9
	宅 地	148,176,684	10.8	149,026,886	10.8	100.6
	山 林	878,917,215	63.8	877,428,662	63.7	99.8
	その他	78,237,706	5.7	78,316,794	5.7	100.1
	計	1,378,242,291	100.0	1,376,897,507	100.0	99.9
家 屋	木 造	48,946,792	57.8	49,185,349	57.8	100.5
	非木造	35,745,243	42.2	35,969,250	42.2	100.6
	計	84,692,035	100.0	85,154,599	100.0	100.5

(イ) 土地の総筆数、家屋の総棟数は、第12表のとおりである。

これによると、土地の総筆数は、2,037,534筆であって、その割合は多いものから宅地 44.2%、山林 19.5%、田 17.2%、畑 11.4%、その他 7.8%となっている。

また、第13表からもわかるように、土地一筆当たりの地積は山林が飛び抜けて大きく、次に田、その他、畑と続き、宅地が一番小さい。そのため山林は、総地積の約三分の二を占めているにもかかわらず、筆数においては 19.5%しかない。

土地の総筆数の前年比は、田 0.7%減少、畑 0.5%減少、宅地 0.5%増加、山林 0.1%減少、その他 0.4%の増加となっている。

一方、家屋の総棟数は 693,001棟であり、このうち木造家屋は 532,825棟、非木造家屋は 160,176棟であり、おのおの全体に占める割合は木造家屋 76.9%、非木造家屋 23.1%となっている。

前年度対比では、家屋全体では 0.5%増加し、木造家屋が 0.3%の増加、非木造家屋が 1.1%増加している。

第12表 土地及び家屋の筆数及び棟数

(単位：筆・棟・%)

区 分	平成22年度		平成23年度		対 比 B/A	
	筆数・棟数 A	比 率	筆数・棟数 B	比 率		
土 地	田	353,113	17.3	350,591	17.2	99.3
	畑	232,953	11.4	231,882	11.4	99.5
	宅 地	896,071	44.0	900,590	44.2	100.5
	山 林	396,720	19.5	396,504	19.5	99.9
	その他	157,335	7.7	157,967	7.8	100.4
	計	2,036,192	100.0	2,037,534	100.0	100.1
家 屋	木 造	531,443	77.0	532,825	76.9	100.3
	非木造	158,417	23.0	160,176	23.1	101.1
	計	689,860	100.0	693,001	100.0	100.5

第13表 土地1筆あたりの地積及び家屋1棟あたりの床面積

(単位：㎡・%)

区 分	平成22年度		平成23年度		対 比 23年/22年
	1筆当り地積 1棟当り床面積	1筆当り地積 1棟当り床面積	1筆当り地積 1棟当り床面積	1筆当り地積 1棟当り床面積	
土 地	田	544	546	546	100.4
	畑	347	348	348	100.3
	宅 地	165	165	165	100.0
	山 林	2,215	2,213	2,213	99.9
	その他	497	496	496	99.8
	計	677	676	676	99.9
家 屋	木 造	92	92	92	100.0
	非木造	226	225	225	99.6
	計	123	123	123	100.0

(2) 納税義務者数

固定資産税の納税義務者数は、第14表のとおりである。

これによると、納税義務者数は、土地にあつては 390,816人、家屋にあつては 424,455人、償却資産にあつては 8,191人である。前年度対比では土地が 0.4%、家屋が 0.7%、償却資産が 1.1%それぞれ増加している。

第14表 固定資産税の納税義務者数

(単位：人・%)

区 分	納 税 義 務 者 数		23年／22年
	平成22年度	平成23年度	
土 地	389,227	390,816	100.4
家 屋	421,381	424,455	100.7
償却資産	8,103	8,191	101.1
計	818,711	823,462	100.6

(3) 固定資産評価額等

(ア) 価格

評価額は、第15表のとおりである。

平成23年度は、据え置き年度にあたり、土地及び家屋の価格については、原則据え置きである。

土地にあっては、一般田 22,237,925千円 (0.2%減)、宅地介在田等 179,520,242千円 (7.1%減)、一般畑 4,068,503千円 (0.2%増)、宅地介在畑等57,173,476千円 (5.1%減)、宅地 5,350,100,662千円 (3.2%減)、一般山林 17,955,077千円 (0.1%減)、宅地介在山林等 18,135,082千円 (7.7%減)、その他 407,247,582千円 (5.3%減) となり、前年度比では土地全体で 3.4%の減少である。

また、家屋にあっては、木造家屋 946,999,623千円 (3.2%増)、非木造家屋 1,304,594,034円 (1.6%増) となり、前年度対比では家屋全体で 2.3%の増加となった。

償却資産にあっては、市町村決定分が 346,305,531千円 (5.1%減)、大臣・知事配分が 393,973,420千円 (1.1%減) となり、前年度対比では償却資産全体で 3.0%の減少となった。

(イ) 課税標準額

課税標準額は、第15表のとおりである。

① 近年の地価の下落を反映し、土地の平均価格は全ての地目で横ばいもしくは減少している。課税標準額では、負担調整措置の影響等により、土地全体では2.3%の減少となった。課税標準額の内容は、一般田 20,777,264千円 (0.2%減)、宅地介在田等 51,156,404千円 (2.3%減)、一般畑 3,627,637千円 (0.2%増)、宅地介在畑等 15,951,395千円 (2.0%減)、宅地 1,729,992,261千円 (2.1%減)、一般山林 15,986,989千円 (0.1%減)、宅地介在山林等 11,222,396千円 (3.2%減)、その他279,610,475千円 (4.3%減)、合計で2,128,324,821千円で前年と比較して 2.3%の減少となっている。

家屋と償却資産にあっては、基本的に評価額と課税標準額は同額であり、前年度対比は一致するものであるが、新築・増築・滅失及び課税標準額の特例適用分があるため若干の差が生じている。

② 土地、家屋及び償却資産の固定資産税に占める割合を見ると、土地41.8%、家屋 44.2%、償却資産 14.0%である。さらに、土地だけに目を移すと、一般田 1.0%、宅地介在田等 2.4%、一般畑 0.2%、宅地介在畑等 0.7%、宅地 81.3%、一般山林 0.8%、宅地介在山林等 0.5%、その他 13.1%となっている。

第15表 価格及び課税標準額等

区 分	平成 22 年 度				平成 23 年 度				対 前 年 度 比 (%)			
地 目	地 積 (㎡) A	価 格 (千円) B	課税標準額 (千円) (免点以上) C	平均価格 (円/㎡) B/A (G)	地 積 (㎡) D	価 格 (千円) E	課税標準額 (千円) (免点以上) F	平均価格 (円/㎡) E/D (H)	D/A	E/B	F/C	H/G
一 般 田	180,486,015	22,283,165	20,822,491	123	179,990,802	22,237,925	20,777,264	124	99.7	99.8	99.8	100.1
宅地介在田等	11,667,081	193,331,294	52,342,726	16,571	11,436,753	179,520,242	51,156,404	15,697	98.0	92.9	97.7	94.7
一 般 畑	77,156,670	4,059,854	3,620,145	53	77,118,450	4,068,503	3,627,637	53	100.0	100.2	100.2	100.3
宅地介在畑等	3,600,920	60,257,346	16,277,903	16,734	3,579,160	57,173,476	15,951,395	15,974	99.4	94.9	98.0	95.5
宅 地	148,176,684	5,524,223,556	1,766,650,411	37,281	149,026,886	5,350,100,662	1,729,992,261	35,900	100.6	96.8	97.9	96.3
一 般 山 林	875,178,161	17,976,161	16,001,949	21	873,848,319	17,955,077	15,986,989	21	99.8	99.9	99.9	100.0
宅地介在山林等	3,739,054	19,648,352	11,593,763	5,255	3,580,343	18,135,082	11,222,396	5,065	95.8	92.3	96.8	96.4
そ の 他	78,237,706	429,912,622	292,065,408	5,495	78,316,794	407,247,582	279,610,475	5,200	100.1	94.7	95.7	94.6
計	1,378,242,291	6,271,692,350	2,179,374,796	4,551	1,376,897,507	6,056,438,549	2,128,324,821	4,399	99.9	96.6	97.7	96.7
構 造 別	床面積 (㎡) A	価 格 (千円) B	課税標準額 (千円) (免点以上) C	平均価格 (円/㎡) B/A (G)	床面積 (㎡) D	価 格 (千円) E	課税標準額 (千円) (免点以上) F	平均価格 (円/㎡) E/D (H)	D/A	E/B	F/C	H/G
木 造	48,946,792	918,075,918	915,427,363	18,757	49,185,349	946,999,623	944,376,216	19,254	100.5	103.2	103.2	102.7
非 木 造	35,745,243	1,283,508,114	1,280,171,938	35,907	35,969,250	1,304,594,034	1,301,297,805	36,270	100.6	101.6	101.7	101.0
計	84,692,035	2,201,584,032	2,195,599,301	25,995	85,154,599	2,251,593,657	2,245,674,021	26,441	100.5	102.3	102.3	101.7
区 分	価 格 (免点以上) (千円) A		課税標準額 (免点以上) (千円) B		価 格 (免点以上) (千円) C		課税標準額 (免点以上) (千円) D		C/A		D/B	
市町村長決定分	364,900,109		362,377,035		346,305,531		344,362,574		94.9		95.0	
大臣・知事配分	398,436,886		362,186,100		393,973,420		366,761,006		98.9		101.3	
計	763,336,995		724,563,135		740,278,951		711,123,580		97.0		98.1	

(4) 免税点について

(ア) 土地及び家屋の免税点未満の面積

土地及び家屋の免税点未満の地積及び床面積の状況は、第16表のとおりである。

これによると各地目毎の免税点未満の地積の占める割合は、畑が一番高く12.7%、続いて山林11.1%、田6.8%、その他6.7%、宅地1.6%となっている。家屋にあっては、木造家屋が4.9%、非木造家屋が0.2%となっている。

第16表 土地及び家屋の免税点未満の地積及び面積

区 分		免税点未満の 地積又は床面 積 A m ²	課税地積又は 課税床面積 B m ²	総地積又は 総床面積 C m ²	比 率 A/C (%)	(前年度) 比 率 A/C (%)
土 地	田	12,975,894	178,451,661	191,427,555	6.8	6.7
	畑	10,228,742	70,468,868	80,697,610	12.7	12.7
	宅 地	2,445,100	146,581,786	149,026,886	1.6	1.6
	山 林	97,710,152	779,718,510	877,428,662	11.1	11.1
	その他	5,269,305	73,047,489	78,316,794	6.7	6.7
	計	128,629,193	1,248,268,314	1,376,897,507	9.3	9.3
家 屋	木 造	2,410,891	46,774,458	49,185,349	4.9	5.0
	非木造	63,867	35,905,383	35,969,250	0.2	0.2
	計	2,474,758	82,679,841	85,154,599	2.9	3.0

(5) 都市計画税

都市計画税を課している団体は、9市5町（奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、田原本町、王寺町。うち平群町は平成3年度から課税凍結中。）の14団体である。

都市計画税の課税の概要は、第17表のとおりである。

課税区域の面積は、前年度より0.1%減少している。

土地については、地価の下落により決定価格が3.6%減少、課税標準額は2.7%減少している。

一方、家屋については、単価の高い非木造家屋の増加により決定価格が2.5%増加、課税標準額が2.4%増加している。

第17表

区 分		平成22年度 A	平成23年度 B	対比 (%) B/A
課税区域面積	(千㎡)	101,836	101,757	99.9
納税義務者数 (人)	土地	239,792	233,666	97.4
	家屋	270,645	262,260	96.9
地積及び床面積 (千㎡) (㎡)	土地	100,468	100,364	99.9
	家屋	43,902,261	44,150,946	100.6
筆数及び棟数	土地	415,904	461,945	111.1
	家屋	343,153	345,448	100.7
決定価格 (千円)	土地	4,176,274,806	4,026,070,274	96.4
	家屋	1,433,701,265	1,468,949,981	102.5
課税標準額 (千円)	土地	1,987,657,206	1,934,632,706	97.3
	家屋	1,432,214,620	1,465,935,161	102.4

4 その他の諸税等

(1) 市町村たばこ税

奈良県の平成22年度のたばこの総売渡本数は、18億1063万本で前年度の19億9967万本に比べ9.5%の減となった。
市町村たばこ税の22年度の調定額は、6,679,551千円で前年度の6,555,199千円に対し1.9%の増となった。

市町村たばこ税の状況

単位：千円

年度 市町村の別	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	前年度対比 (%)				
						18/17	19/18	20/19	21/20	22/21
市部	5,957,002	5,858,109	5,562,824	5,279,862	5,386,708	100.4	98.3	95.0	94.9	102.0
町村部	1,483,518	1,460,975	1,338,753	1,275,337	1,292,843	82.4	98.5	91.6	95.3	101.4
計	7,440,520	7,319,084	6,901,577	6,555,199	6,679,551	101.5	98.4	94.3	95.0	101.9

(2) 軽自動車税

平成22年度の軽自動車税の調定額は、2,298,933千円、前年の2,265,736千円に対し、1.5%の増となった。市町村税目の中でも、軽自動車税の徴収確保は難しく、合計徴収率は87.7%、滞納繰越分の徴収率においては、19.2%にとどまっている。前年度と比較して徴収率においては、0.4%上昇し、滞納繰越分の徴収率においても、0.1%上昇している。

(3) 国民健康保険税(料)

国民健康保険被保険者数及び課税額の状況については、次表のとおりである。平成20年度より後期高齢者医療制度が始まったことにともない、75歳以上の者が後期高齢者医療制度へ移行し、国民健康保険の被保険者には、あらたに後期高齢者支援金等課税(賦課)分を課することとなった。

国民健康保険の状況

	平成19年3月31日現在		平成20年3月31日現在		平成21年3月31日現在		平成22年3月31日現在		平成23年3月31日現在		
	人員(人)	指数	人員(人)	指数	人員(人)	指数	人員(人)	指数	人員(人)	指数	
県の状況	世帯数A	540,542	100	545,391	101	550,523	102	555,909	103	560,519	104
	人口B	1,425,308	100	1,419,626	100	1,414,970	99	1,411,715	99	1,406,701	99
加入者の状況	世帯数C	260,152	100	261,865	101	207,007	80	207,218	80	208,524	80
	被保険者D	503,104	100	499,529	99	383,449	76	380,155	76	379,577	75
加入割合	世帯数C/A	48.1	100	48.0	100	37.6	78	37.3	77	37.2	77
	被保険者D/B	35.3	100	35.2	100	27.1	77	26.9	76	27.0	76
加入一世帯当たり被保険者数D/C	1.93	100	1.91	99	1.85	96	1.83	95	1.82	94	

基礎課税(賦課)分

単位：千円

年度 区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
課税 A	37,526,995	38,547,756	39,697,037	39,861,898	26,986,723	26,325,641	25,432,215
課税限度額を超える金額 B	5,623,249	5,740,768	6,710,083	6,309,252	3,561,013	2,625,776	2,543,862
B/(A+B)	13.0	13.0	14.5	13.7	11.7	9.1	9.1

後期高齢者支援金等課税(賦課)分

単位：千円

年度 区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
課税 A					7,081,745	6,935,212	6,644,810
課税限度額を超える金額 B					983,461	786,643	637,544
B/(A+B)					12.2	10.2	8.8

介護納付金課税(賦課)分

単位：千円

年度 区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
課税 A	2,273,605	2,587,086	2,704,183	2,746,429	2,938,304	2,822,773	2,806,923
課税限度額を超える金額 B	223,068	400,371	472,050	493,751	652,743	504,057	433,821
B/(A+B)	8.9	13.4	14.9	15.2	18.2	15.2	13.4

三 税率の採用状況

1. 市町村民税

個人の均等割・所得割、及び法人の均等割については、いずれも県内の全市町村とも標準税率を採用している。

法人税割の税率については次のとおり。

◇制限税率である14.7%を採用しているのは、奈良市・大和高田市・大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・五條市・御所市・生駒市・香芝市・川西町・明日香村の10市1町1村。

◇不均一課税により、資本金1,000万円を超えるものは14.7%、資本金1,000万円以下のものは12.3%の税率を採用しているのは、葛城市・高取町・王寺町・吉野町・大淀町・下市町の1市5町。

◇その他の市町村においては、標準税率の12.3%を採用している。

2. 固定資産税

固定資産税の超過税率を採用しているのは、平群町（1.58%）・十津川村（1.6%）・下北山村・上北山村（1.65%）の4団体であり、その他の市町村は標準税率の1.4%を採用している。

3. 都市計画税

都市計画税を課税している団体は13団体で、0.15%の税率を採用しているのは斑鳩町、0.2%の税率を採用しているのは、五條市・御所市・三郷町・田原本町・王寺町の5団体、0.25%の税率を採用しているのは、奈良市・大和高田市の2団体、制限税率の0.3%を採用しているのは、大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・生駒市の5団体となっている。

四 市町村税の決算等の状況

市町村税（国民健康保険税（料）を除く）の調定済額等の年度推移は次のとおりである。

平成22年度の調定済額・収入済額は、世界的な金融危機の深刻化、世界同時不況による景気低迷の影響がまだ続き、法人住民税に回復の兆しは見えるものの、個人住民税が前年度に引き続き大幅な減となり、調定済額・収入済額ともに減少した。

徴収率は、現年課税分は98.1%（前年度比で0.2ポイント増）、滞納繰越分は18.1%（前年度比で1.0ポイント減）となり、双方を合わせた徴収率（合計）は91.5%（前年度比で0.2ポイント増）となり、厳しい納税環境のなか滞納繰越分の徴収率は下がってしまったが、合計では前年度の徴収率を上回ることができた。

しかしながら、全国平均徴収率（平成21年度：現年課税分98.0%、滞納繰越分19.8%、合計93.3%）と比較すると低い水準にあり、一層の徴収努力を必要とするところである。

市町村税の決算状況(国民健康保険税(料)を除く)

